

公益通報者保護規程

(目的)

第1条 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（以下「本会」という）は、法令違反ないし不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、並びに社会的信頼の確保のため、「通報窓口」を設け、この運営のあり方について明らかにするため、「公益通報者保護規程」（以下、「この規程」という。）を定める。

(対象者)

第2条 この規程は、本会の会員、代議員、理事、職員に対して適用する。

(通報等)

第3条 本会の会員、代議員、理事、職員は、不正行為として別表に掲げる事項（以下、「申告事項」という。）が生じ、又は生じるおそれがあり、これについて会員、代議員、理事、職員が通常の業務遂行上の手段・方法によって改善することが不可能又は困難である場合、会員、代議員、理事、職員はこの規程の定めるところにより、通報、申告又は相談（以下、「通報等」という。）をすることができる。

2 前項の申告事項を提供した者（以下、「通報者」という。）は、この規程による保護の対象となる。また、通報者に協力した会員、代議員、理事、職員、およびその通報等に基づく調査に積極的に関与した会員、代議員、理事、職員も同様とする。

3 会員、代議員、理事、職員は、この規程に基づき、通報等を積極的に行うよう努めるものとする。

(通報等の方法)

第4条 この規程に基づいて通報等をする場合、会員、代議員、理事、職員は、次の通報窓口に対して、電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等を行うことができる。

(1) 人事・労務に関する通報等

通報窓口 コンプライアンス委員会委員長

(2) 会員、代議員、理事、職員の不正に関する通報等

通報窓口 監事

(3) 一切の法律問題に関する通報等

通報窓口 コンプライアンス委員会委員長

(4) 内部組織での対応が困難と思われる事項に関する通報等

通報窓口 監事

(5) その他の事項に関する通報等

通報窓口 コンプライアンス委員会委員長

2 会員、代議員、理事、職員は、前項に定める通報窓口の一つを選択して通報等を行うものとする。ただし、第8条に定める調査結果について疑義が残る場合には、前に行なった通報等の結果を添えて別の通報窓口に通報等を行うことができる。

(通報等の窓口での対応)

第5条 通報窓口は、申告事項のうち、業務上の法令違反や、社会から非難を受けるおそれのある業務上の通報等について受け付け、その対応を行うものとする。ただし、個人に関する根拠のない誹謗中傷は受け付けないものとする。

2 無責任な通報等を避けること及び事実関係の確認と調査を行なうため、通報等は原則として実名によるものとする。但し、事情により、匿名による通報等も受け付けるものとする。

3 就業規則その他に定める守秘義務に関する規定は、この規程の定めにしたがって行われる通報等を妨げる

ものではない。

(通報等に基づく調査)

- 第6条 通報等を受けた通報窓口は、通報者に対して、通報等を受けた日から20日以内に調査を行う旨の通知又は正当な理由により調査を行わない旨の通知を行うものとする。
- 2 通報等に基づく調査において、通報等の対象となった者は、公正な聴聞の機会と申告事項への反論及び弁明の機会が与えられるものとする。
 - 3 会員、役職員は、通報等に基づく調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べるものとする。

(公正公平な調査)

- 第7条 通報等を受けた通報窓口は、通報等の対象となった申告事項の内容(ただし、通報者の氏名を除く。)を、直ちにコンプライアンス担当理事へ報告し、また、その事実の有無及び内容について速やかに調査し、その調査結果をコンプライアンス担当理事へ報告するものとする。
- 2 通報等によって提供された情報については、通報窓口において調査することを原則とするが、必要に応じてコンプライアンス委員会又は法律事務所等他の調査担当者に調査を依頼することができる。
 - 3 通報窓口の受付部署、コンプライアンス委員会における調査は、通報等に基づく情報により、公正かつ公平に行う。
 - 4 前項の調査において通報者の名前を開示する必要がある場合であっても、通報者の同意を得なければ、通報者の氏名を開示することはできないものとする。

(調査結果の通知等)

- 第8条 コンプライアンス委員会は、通報等を受け付けた通報窓口に、調査結果をできる限り速やかに通知するものとする。ただし、通報等の対象となった者の個人情報については、プライバシーの侵害とならないよう、十分に注意するものとする。
- 2 コンプライアンス委員会から調査結果について通知を受けた通報窓口は、通報者に対して連絡ができる場合、通報者に対して調査結果を通知する。ただし、匿名による通報等の場合はこの限りではない。

(調査結果に基づく対応)

- 第9条 コンプライアンス委員会における調査結果が重大である場合には、コンプライアンス担当理事は速やかに対応を行うものとし、直ちに違法行為を中止するよう命令する等、必要な措置を講じる。
- 2 すべての調査結果は会長・副会長に報告するものとし、必要に応じて懲戒処分の手続きをとり、又は刑事告発、再発防止措置などをとるものとする。
 - 3 通報等をした会員、役職員が当該調査対象である申告事項に関与していた場合、懲戒処分その他の扱いにおいて、通報等をしたことを斟酌するものとし、その不利益処分を軽減することができる。
 - 4 調査結果並びにそれに対する対応の概要(但し、通報者の氏名を除く。)は、直近に開催される理事会において報告するものとする。

(情報の記録と管理)

- 第10条 通報等を受けた通報窓口及びコンプライアンス委員会は、通報者の氏名、通報等の経緯、内容及び証拠等を、記録・保管するものとする。
- 2 通報等を受けた通報窓口およびコンプライアンス委員会に関与する者その他情報を知り得た者は、その情報に関して秘密を保持しなければならないが、通報者の同意がない限り、通報者の氏名等の情報を開示してはならない。
 - 3 本会の会員および役職員は、通報窓口、コンプライアンス委員会に対して、通報者の氏名等を開示するように求めてはならない。

(懲戒等)

第11条 第5条第1項ただし書きによる個人に関する根拠のない誹謗中傷を行った場合、前条第2項に規定する者が通報者の氏名その他の秘密を漏洩した場合、及び同条第3項に規定する者が通報者の氏名等の開示を求めた場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処す。

2 懲戒処分の内容は、会員、代議員、理事（監事を除く。以下本条において同じ。）の場合は、戒告とし、職員の場合は、就業規則に従い戒告、減給、出勤停止、降格、諭旨解雇又は解雇とする。

3 前項の懲戒処分は、会員、代議員、理事については理事会が決議し、職員については会長がこれを行う。

(不利益の禁止)

第12条 本会の会員、代議員、理事、職員は、通報者の氏名等を知り得た場合、通報等の行為を理由として、通報者に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課への悪影響等、通報者に対して不利益になることをしてはならない。

(公益通報者保護制度のための教育)

第13条 本会は、本会の会員、代議員、理事に対して、公益通報者保護制度に関する研修または書面告知を行い、また、職員は本会の倫理規定、コンプライアンス規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(改 廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の2分の1以上の決議によって変更することができる。

(附 則)

第1条 この規程は、2019年5月11日から施行する。

第2条 この規程は、2020年6月13日から施行する。

(別 表)

不正の定義

この規程において、法令違反及び不正行為として申告できる事項は、次の事項とする。

- 1 法令に違反する行為（ただし、努力義務に係るものを除く。）
- 2 本会の会員、代議員、理事、職員、取引先、受益者、その他利害関係者の安全、健康に対して危険な行為又は危険を及ぼすおそれのある行為
- 3 就業規則その他の内部規程に違反する行為（ただし、人事上の処遇に関する不満及び努力義務に係るものを除く。）
- 4 本会の倫理規定に違反する行為（ただし、努力義務に係るものを除く。）
- 5 上記各号若しくはこれらの行為の隠蔽、証拠隠滅、情報漏洩により本会の名誉又は社会的信用を侵害するおそれのある行為